

VI 高松市立庵治小学校いじめ防止基本方針 令和8年4月改定

平成25年6月21日に、国会で「いじめ防止対策推進法」が成立し、同年9月28日に施行（平成29年3月改訂）となりました。本校では、この法律に基づき、「高松市立庵治小学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ防止に向けた取り組みの更なる充実を図っていきます。

I いじめ問題に関する基本的な考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、いじめ防止対策推進法によるものとし「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【令和8年2月高松市いじめ防止基本方針より】

2 本校のいじめの基本認識

- ① いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許されない行為である。
- ③ いじめはいじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。
- ④ いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑤ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

3 具体的な態様

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- なかまはずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、無理やりさせられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、チャットやSNSで誹謗中傷や嫌なことをされたり、無理やりさせられたりすること等

II 未然防止

1 児童の様子を知るために

① 教職員の気付き

児童と同じ目線で物事を考え、活動を共にする中で児童の些細な言動から、個々の状況や精神状態を推し量る。そのために教師の感性を高めていくことが求められる。

② 児童の実態把握

- ・学級内の人間関係をとらえる調査
- ・児童のストレスに対して心理尺度を用いた調査
- ・進級、進学、転学に際しての教職員間や学校間での適切な引き継ぎ

2 **認め合い、支え合うなかまづくりのために**

① 異学年交流活動「ふれあい班活動」の推進

異学年の児童で「ふれあい班」を編制し、遊びを通じて、交流を深めたり、互いのよさを見付けたりする活動を実施する。様々な人との関わりや自分の役割を果たすことの喜びや自己有用感を促す。

② 人権感覚の醸成

11月を「人権月間」とし、全校で「いいこと見つけ」を行い、「ぼく・わたしのステキ(木)」の花を咲かせる。また、3月には、年間を通じた自分の成長を振り返ることを契機として、他者への感謝の気持ちを醸成する。

③ 道徳教育の充実(人権教育)

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを児童に理解させることが大切である。人権教育の基盤である生命尊重や人権感覚を育む活動を行い、教育活動全治を通して、“「いじめ」を許さない”という土壌を構築する。

また、道徳の学習では、学級の実態に合わせて題材や内容を十分に検討し、道徳的な価値への気づきを表現し、蓄積していく。

④ 保護者や地域の方への働きかけ

PTAの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報提供を積極的に行い、意見交換する場を設ける。

PTAによる「家庭教育学級」において、人権に関する研修会を設けると共に、学校だよりやHPによる広報活動を継続して行う。インターネット上のトラブルについての最新の動向を把握し(メールでのいじめ・ブログでのいじめ・チェーンメールでのいじめ・学校非公式サイトでのいじめ等)情報モラル研修会を適宜実施する。

3 **教職員のいじめに対する意識を高めるために**

・ 校内研修の充実

スクールカウンセラー等の専門家によるいじめの事例をもとにした研修を行い、いじめ問題についてすべての教職員で共通理解を図るとともに、個々のカウンセリング力の向上を図る。

様々な人権課題についての理解を深め、人権感覚を高められるように職員会議で人権について考える機会を設ける。

III **早期発見**

① 日々の観察

休み時間や昼休み等、児童の様子に目を配る機会を多く設ける。児童と過ごす機会を積極的に設けることは、いじめの発見に効果がある。また、いじめ窓口があることも知らせる。

② 「学校生活アンケート」

年間2回行い、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめの早期発見に努める。

③ 教育相談

毎月、定期的な教育相談を設ける。そのうち1回はスクールカウンセラーによる相談の機会とし、児童や保護者の悩みや問題を気軽に相談できる体制を整える。学校生活アンケートの実施と併せて児童との面談の場を設けて、担任が学級の児童と一人一人話せるようにする。

④ 地域や家庭との連携推進

PTAや地域の関係団体、近隣の幼保小中学校との連携促進や放課後子ども教室など学校と地域・家庭が連携・協働する体制を構築する。

IV **早期対応**

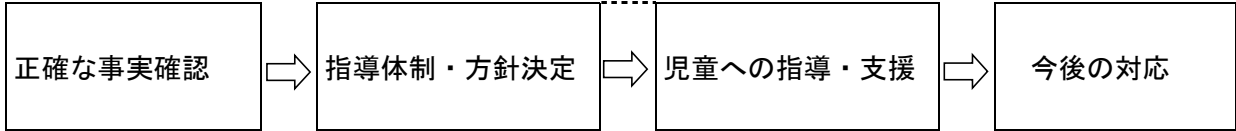
いじめを認知した場合には、教育的配慮の下、速やかに対応する。また、いじめを受けた児童を守り通すことを前提に、いじめを行った児童には、その行為に対して毅然とした指導を行う。

1 いじめ発見時の基本的な流れ

いじめ情報のキャッチ



- 管理職への報告
- 「いじめ対策委員会」を招集
- いじめられた児童の保護
- 見守る体制の整備



- *当事者双方、周りの児童から聞き取り、記録
- *個々の聞き取り
- *関係教職員と情報共有
- *いじめの全体像を把握

【把握すべき情報】

- ◆誰が誰を
- ◆いつ、どこで
- ◆どんな内容
- ◆どんな被害
- ◆いじめのきっかけ
- ◆いつ頃から、どのくらい続いているか

- *指導のねらいの明確化
- *すべての教職員の共通理解
- *対応する教職員の役割分担
- *教育委員会、関係機関との連携

【いじめ対策委員会】

- ◆校長
- ◆教頭
- ◆教務主任
- ◆生徒指導主事
- ◆保健主事
- ◆教育相談担当教員
- ◆特別支援教育Co
- ◆養護教諭
- ◆当該学級担任
- ◆当該学年団
- ◆(SC・SSW)

- *いじめられた児童を保護し、心配や不安の除去
- *いじめた児童への指導・支援

保護者との連携

- *家庭訪問をし、事実の報告と学校側の対策の提示
- *今後の連携の方法を協議

- *継続的指導及び支援
- *心のケア（カウンセラーの活用）
- *心の教育の充実

2 重大事態への対処

いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるような場合の重大事態を認知した際は、すみやかに市教委に報告をするとともに、調査組織により調査を行う。調査は教育的配慮に基づき、児童の人権や個人情報保護等に十分注意して行う。

① 報告

- ★ 速やかに監督官庁（市教委）へ報告し、関係機関（子ども女性センター等）への通告や連絡・相談する。**※いじめが犯罪行為と認められる場合は所轄の警察と連携する。**

② 「いじめ対策委員会」の組織といじめの事実確認のための調査

- ★ 児童への教育的配慮を十分に注意して行う。

③ 保護者への報告

- ★ いじめを受けた児童及び保護者に対し、この調査に係る重大事態の事実関係等の必要な情報を、教育的配慮をした上で適切に提供する。